

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に入社し、B県C市所在の同社D変電所に技術事務員として勤務していたが、平成〇年〇月〇日午前〇時〇分頃、出勤のため普通乗用車を運転しY市内の国道〇号線を走行中、赤信号で停車していたところ後続の普通自動車に追突され負傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、同日E病院に受診し「腰部捻挫、頸椎捻挫」と診断され、その後、F病院では「腰部挫傷、頸部挫傷」と、G整形外科では「外傷性頸部症候群、腰部挫傷、左上肢・左下肢末梢神経障害」とそれぞれ診断され、療養していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間、療養のため休業が必要であったとして、監督署長に休業給付の請求をしたところ、監督署長は、同年〇月〇日から同年〇月〇日までについては休業の必要性を認めたものの、同年〇月〇日以降については、軽作業を含め就労が可能であったとして、通院日のみ休業が必要と認め、休業給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、通院日以外の日についても療養のため労働することができず、休業する必要があると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

請求人の本件事故による負傷によって必要とされる休業の期間について、H医師は平成〇年〇月〇日付け意見書において、「当科としては〇月〇日より1週間程度です。」とし、I医師は平成〇年〇月〇日付け意見書において、「H〇.〇.〇～〇.〇.〇」とし、さらに、J医師は平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「〇月〇日診察時点において、10日間の休職の診断書を書いた」としている。また、K医師は、平成〇年〇月〇日の意見書において、要旨、「各種の自訴により全期間休業となりました。」とするも、「軽作業でも、短時間なら可能であったと考えます。」と記載している。以上のように、請求人を診察したすべての医師が、1週間ないし2週間程度の休業を要する程度の負傷であると判断しており、当審査会としても、事故の状況、車両の損傷状態から推認される負傷の部位と程度、さらには請求人提出の画像等からみて、これらの医師の判断は妥当であり、したがって、2ヶ月半の療養をもって休業給付の一部を支給しないとした監督署長の判断は相当であると判断する。

### 3 以上のとおりであるので、通院日以外の日についても労働することができず、休業する必要があるとは認められないことから、監督署長が請求人に対してした休業給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。